

西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相と史実を歪め、 否定する発言への抗議決議

憲法記念日の5月3日、那覇市内で開催された「憲法シンポジウム」において講演を行った自民党の西田昌司参議院議員は、ひめゆりの塔の展示説明に触れ「日本軍がどんどん入ってきて、ひめゆりの部隊が死ぬことになった。そして米国が入ってきて、沖縄が解放されたと、そういう文脈で書いている。亡くなった方々は救われない。歴史を書き換えられることになる」と発言した。これは、甚だしい認識錯誤であり、沖縄戦の実相と沖縄県民の証言、戦後沖縄の歩みなどの歴史の事実を歪曲するもので、恩納村議会は激しい憤りをもって抗議する。

沖縄戦に動員され犠牲になった女子生徒らを追悼するひめゆりの塔の前にある石碑に刻まれた「ひめゆりの塔の記」をはじめ、そばに建つ「ひめゆり平和祈念資料館」の展示内容にも、西田氏発言のような記述は過去にも現在にも存在の事実はなく、「ひめゆり平和祈念資料館」関係者も明確に否定している。西田氏は9日、「ひめゆりの塔」に関する発言を巡り、「不適切だった。沖縄県民におわび申し上げ、訂正、削除する」と訂正したが、発言そのものは事実で間違っていなかったと主張し、「TPO(時・場所・場合)をもう少しわきまえるべきだった、配慮が足らなかった」と釈明した。

また、西田氏は「沖縄戦は、民間の方もたくさん犠牲になられたが、それを助けるために日本軍が行った」「沖縄の方、同胞を守るために先人が戦っていた」と指摘、沖縄に駐留した日本軍第32軍は、県民を守るため米軍に決死の戦いを挑んだと主張し、沖縄戦犠牲の美化につながりかねない歴史観を披露している。これに対し、沖縄戦体験の証言や研究から明らかになってきた沖縄戦の事実は、国体護持を至上命令とする日本軍が1944年に配備され、本土決戦を遅らせるため沖縄で時間稼ぎの「戦略持久戦」を続け、日本軍によって旧制中学校や旧師範学校の生徒が、ひめゆりをはじめとする学徒隊や鉄血勤皇隊などとして戦場に駆り出され、多くの犠牲を出したこと。さらに、首里城の地下に造った司令部を放棄し、住民が避難していた本島南部に撤退した結果、軍民混在の状況の中、住民を巻き込んだ激しい地上戦となり、住民の命が奪われた。これらは日本軍の作戦による犠牲であることは紛れもない歴史の事実である。沖縄戦の最大の教訓が「軍隊は住民を守らない」とされてしまう理由はそこにある。西田氏の一連の発言は、軍人よりも一般住民の犠牲者がはるかに上回っている沖縄戦の凄惨な経過や被害、犠牲という事実に対してあまりにも不誠実な態度であり、歴史を都合の良いように「書き換えるかのような」姿勢は断じて許されるものではない。また、「沖縄の場合は、地上戦の解釈を含めて、かなりめっちゃくちゃな教育のされ方をしている」との発言も決して看過できない。

よって、本村議会は、沖縄戦の実相と沖縄県民の証言、沖縄の戦後の歩みなどの歴史の事実を歪曲する西田昌司参議院議員の発言に怒りを込めて抗議し、真摯な謝罪と撤回を強く求めるとともに、戦後80年たった現在も癒えることのない戦争体験者や遺族の悲しみに真摯に向き合い、沖縄戦の実相・史実を正しく認識することと、全ての方々が沖縄に足を運んで、この沖縄戦の実相、“沖縄のこころ”、戦争体験に基づいた沖縄県民の恒久平和への強い想い、米軍支配に抗った沖縄の歴史を真摯に正しく学び、歴史的事実が歪曲されないよう強く求めるものである。

以上、決議する。

あて先

西田昌司参議院議員、自由民主党本部

令和7年 6月12日
沖縄県恩納村議会

米兵による暴行事件に関する意見書及び抗議決議

今年3月、米軍基地の個室トイレで面識のない基地従業員の女性に性的暴行を加え、さらに止めに入った別の女性の顔を踏みつけ、背後から首を絞めるなどしてけがを負わせたとして、4月30日那覇地方検察庁は、在沖米海兵隊の男を起訴した。

今回の事案をはじめ類似の事件が繰り返し発生しており、女性の人権と尊厳、安心・安全な職場環境が脅かされている現状は、一刻も早く抜本的な改善を行う必要があり、事件を防止できなかった日米両政府の責任は極めて重要である。

これまでも恩納村議会は、同様の事件が発生するたびに綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところであるが、またしてもこのような凶悪事件が発生したことは、再発防止策が機能していないものと言わざるを得ない。

軍人等への人権教育を見直し、徹底するとともに、具体的かつ実効性のある対策を目に見える形で早急を実施することが強く求められる。

よって本村議会は村民の生命、財産、人権を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者へのケア、謝罪及び補償を日米政府が責任をもって講ずるとともにその取り組みを県民に明らかにすること。
- 1 米軍基地内外で起きる事件・事故の再発防止に係る具体的かつ実効性のある対策を実施すること。
- 1 米軍構成員等の人権教育を徹底的に実施し綱紀粛正を図ること。
- 1 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定については、主権国家としての立場を踏まえ抜本的な改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 6月12日 沖縄県恩納村議会

あて先(意見書)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長

あて先(抗議決議)

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米軍総領事

意見書と抗議決議の違い

意見書は地方公共団体の公益にかかわる事柄に関して、議会の意思を意見としてまとめたもので、議会が発案し、決議後、議会名で国会や関係行政庁へ提出することができます。ただし、議会が属する地方公共団体の長に対しての提出はできません。

決議は議会が行う事実上の意思形成行為で政治的効果を狙い、あるいは議会の意思を対外的に表明するために行われる議会の決議のことです。決議の内容は当該議会(自治体)の公益に関する限り広範な問題も可能です。